

2 司法関連

(再掲) (5) 法テラス広島.....	74
(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所	74
(8) 広島家庭裁判所.....	78
(9) 広島地方検察庁.....	80
(10) 検察審査会.....	84
(11) 広島弁護士会.....	85
(12) 広島司法書士会.....	86

(再掲) (5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

P71, 72 参照

(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

犯罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判では、①～⑧のとおり、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

また、民事裁判では、⑨の制度が設けられています。

① 裁判の優先的傍聴
<p>傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>
② 事件記録の閲覧・コピー
<p>原則として、第1回公判期日後、事件の終局までの間、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>

③	<p>意見陳述</p> <p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情や意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
④	<p>刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置</p> <p>事案によっては、被害者等の証人が法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー、民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらったり、証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと（遮へい措置）、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して証言することができます。</p> <p>【申出先】</p> <p>検察官または事件を審理している裁判所</p>
⑤	<p>被害者に関する情報の保護</p> <p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないことができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
⑥	<p>刑事裁判への参加（被害者参加制度）</p> <p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件については P71 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。なお、公判期日に出席した場合、旅費、日当、宿泊費が請求できます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>参加の希望については、事件を取り扱った検察庁</p> <p>国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

⑦	損害賠償命令制度 刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理の終局までに被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。 ※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。 【対象要件等】 殺人、傷害等の一定の刑事事件について ○ 被害者 ○ 被害者の一般承継人（相続人等） ただし、平成 20 年 12 月 1 日時点で係属していた事件及び同日以降に起訴された事件 【申出先】 事件を審理している地方裁判所
⑧	刑事和解 被告人との間で、事件に関する損害賠償等の民事上の争いについて次弾（若い）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、審理の終局までに示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。 ※ 申立手数料として、収入印紙 2,000 円が必要です。 【対象要件等】 ○ 被害者 ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 【申出先】 事件を審理している裁判所（控訴裁判所を含む） ※ ただし、起訴される前の段階の事件や不起訴処分により心神喪失者等医療観察法上の申立てのあった事件については、上記のような対応はできませんのでご注意ください。
⑨	民事裁判における不安等緩和措置 民事裁判においても、被害者が原告となって加害者に対して損害賠償請求の裁判をする場合などでは、④と同様に証拠調べ手続きにおいて、付添いや遮へい措置をとることのほか、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して陳述することができます。 【申出先】 事件を審理している裁判所
⑩	事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等） 被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。 ※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。 【対象要件等】 ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 【申出先】 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

〈裁判所一覧（地方裁判所，簡易裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島地方裁判所 広島簡易裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43	082-228-0421
広島地方裁判所呉支部 呉簡易裁判所	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4991
広島地方裁判所尾道支部 尾道簡易裁判所	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5285
広島地方裁判所福山支部 福山簡易裁判所	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2890
広島地方裁判所三次支部 三次簡易裁判所	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5141
東広島簡易裁判所	〒739-0012 東広島市西条朝日町 5-23	082-422-2279
可部簡易裁判所	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-12-24	082-812-2205
大竹簡易裁判所	〒739-0614 大竹市白石 1-7-6	0827-52-2309
竹原簡易裁判所	〒725-0021 竹原市竹原町 3553	0846-22-2059
府中簡易裁判所	〒726-0002 府中市鶴飼町 542-13	0847-45-3268
庄原簡易裁判所	〒727-0013 庄原市西本町 1-19-8	0824-72-0217

■ 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 電話 082-228-0421

ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/index.html>

※ 裁判所一覧は，P. 71 参照 検察庁一覧は，P. 78 参照

(参考) ホームページ (裁判所における犯罪被害者保護施策)

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

※ 裁判所作成のパンフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
を掲載しています。

(8) 広島家庭裁判所

非行少年，つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等について，調査，審判を行います。少年審判手続では，少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・コピー	
	<p>裁判所の許可により，少年事件記録の閲覧，コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として，収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 審判手続が開始された後，少年の処分が確定してから3年以内</p>
意見陳述	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，家庭裁判所に対して，被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が決まるまで</p>
審判結果の通知	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が確定してから3年以内</p>

審判状況の説明	
	<p>少年事件において、裁判所の許可により、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が確定してから3年以内</p>
審判傍聴	
	<p>少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。</p> <p>【対象要件等】 少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死等）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者が亡くなった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、なるべく早めに</p>

〈裁判所一覧（家庭裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6	082-228-0494
広島家庭裁判所呉支部	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4992
広島家庭裁判所尾道支部	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5286
広島家庭裁判所福山支部	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2806
広島家庭裁判所三次支部	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5169

- 広島家庭裁判所
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6 電話 082-228-0494
ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/>
- ※ 裁判所一覧は、上記参照
(参考) ホームページ (裁判所による犯罪被害者保護施策)
<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

(9) 広島地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

犯罪被害者等への支援としては、様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供しています。

被害者支援員による支援	
	<p>犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。</p> <p>【窓 口】 広島地方検察庁被害者ホットライン 本庁：電話/FAX 082-221-2467 ※ 各地方検察庁が設置している被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」または検察庁ホームページでご確認ください。</p>
被害者等通知制度	
	<p>刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所時期などの情報をお知らせします。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ○ 目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。) <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	
	<p>被害者等通知制度とは別に、被害者の方が再び被害に遭わないようにするために必要がある場合に、加害者の釈放予定等を通知します。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
確定記録の閲覧	
	<p>刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。</p> <p>なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。</p> <p>※ 閲覧手数料として、収入印紙150円が必要です。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)</p>

不起訴記録の閲覧	
	<p>不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(P75「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」等を目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
意見陳述(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人(親権者等) ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置(再掲 P75)	
	<p>事案によっては法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー及び民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらうことや、被害者等の証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。</p> <p>【申出先】 検察官または事件を審理している裁判所</p>
刑事裁判への参加(被害者参加制度)(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>なお、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合(要件については、P75 参照)は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。</p> <p>また、被害者参加人として公判期日等に出席した場合には、日本司法支援センター(法テラス)に対し、旅費及び日当等の支払を求めることができます。希望する方は、公判期日等に出席したときに、裁判所に「被害者参加旅費等請求書」を提出してください。</p> <p>【対象要件等】 殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人(親権者等) ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 参加の希望については、事件を取り扱った検察庁 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター(法テラス)へ(法テラス広島：電話 0503383-5485(詳細については、P71, 72 参照))。 旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

被害者に関する情報の保護（再掲 P75）	
	<p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないようにすることができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
被害回復給付金支給制度	
	<p>財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や、犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合などにおいて、その犯罪被害財産を加害者からはく奪した場合は、それを金銭化してその事件により被害を受けた方等に、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。</p> <p>【対象要件等】 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者、被害者の相続人等</p> <p>【申出先】 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁</p>
事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）（再掲 P74）	
	<p>被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁</p>

〈検察庁一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島高等検察庁	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2451
広島地方検察庁・ 広島区検察庁・東広島区検察庁・ 可部区検察庁・大竹区検察庁	〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2453
広島地方検察庁呉支部・ 呉区検察庁・竹原区検察庁	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-22-3151
広島地方検察庁尾道支部・ 尾道区検察庁	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-2	0848-23-3529
広島地方検察庁福山支部・ 福山区検察庁・府中区検察庁	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎	084-923-1331
広島地方検察庁三次支部・ 三次区検察庁・庄原区検察庁	〒728-0021 三次市三次町 1777-3	0824-62-2317

■ 広島地方検察庁

〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 電話 082-221-2453

ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hiroshima/>

(参考) 検察庁ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/>

検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」

https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html

(10) 検察審査会

18歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分（被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったこと）の当否を審査しています。

審査の申立て

犯罪被害者やその遺族、犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分について不服がある場合に、申立てを行うことができます。申立てを受けた検察審査会は、検察庁から取り寄せた事件の記録等を調べ、国民の視点で審査を行います。

審査の結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）や起訴をすべきである（起訴相当）の議決があった場合、検察官は、事件を再検討します。

※ 審査の申立てや相談には費用はかかりません。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

【申出先】

事件を取り扱った検察庁に対応する検察審査会

名 称	住 所	電話番号
広島第一検察審査会 広島第二検察審査会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 (広島地方裁判所庁舎内)	082-228-0439
呉検察審査会	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46 (広島地方裁判所呉支部庁舎内)	0823-21-4991
尾道検察審査会	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4 (広島地方裁判所尾道支部庁舎内)	0848-22-5285
福山検察審査会	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1 (広島地方裁判所福山支部庁舎内)	084-923-2890
三次検察審査会	〒728-0021 三次市三次町 1725-1 (広島地方裁判所三次支部庁舎内)	0824-63-5141

※ 裁判所ホームページ（検察審査会） <https://www.courts.go.jp/links/kensin/>

(11) 広島弁護士会

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

犯罪被害者電話相談	
	<p>性犯罪，人身犯罪（殺人・傷害等）等の犯罪被害者やその家族等のための専門の法律相談電話を設け，被害回復のために採りうる法的手段の説明等を行います。</p> <p>【窓 口】 無料相談電話 080-4268-1141 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆前後を除く） 15:00～18:00</p>
子ども電話相談	
	<p>子どもに関する悩みごとについて弁護士が相談を受け，法律家の立場から助言します。質問内容は法律問題に限らず，子ども自身の悩みごと，子どもに関する親の悩みごとであれば相談できます。</p> <p>【窓 口】 子ども電話相談 090-5262-0874 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆を除く）16:00～19:00</p>
法律相談センター	
	<p>県内5箇所の法律相談センターで，弁護士による法律相談を行います。</p> <p>相談内容は，示談交渉，民事裁判の提起，告訴手続等，捜査機関・司法機関（検察官から犯罪被害者への説明や裁判傍聴の同行等）・マスコミ等への対応，捜査機関及び司法機関からの情報収集等，様々です。</p> <p>相談料は，「30分以内5,000円（税別）」あるいは「40分以内6,000円（税別）」程度です。広島北部巡回法律相談センターは「無料」です。</p> <p>なお，窓口によっては法テラスの制度による民事法律扶助相談（無料）が受けられます。御利用には条件がありますのでお問い合わせください。</p>

【窓 口】

名 称	住 所	予約電話	予約受付時間
紙屋町法律 相談センター	広島市中区基町 6-27 (そごうデパート新館 6階)	082-225-1600	9:30～16:00
法律相談 センター福山	福山市三吉町 1-6-1 (広島弁護士会福山地区会館)	084-973-5900	9:30～15:00 (土・日・祝日を除く)
呉法律相談センター	呉市中央 2-1-29 (広島弁護士会呉地区会館)	0120-969-214	9:30～16:00
ひがし広島法律 相談センター	東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 2階 (東広島市民文化センター研修室 3)	082-421-0021	9:30～16:00
広島北部巡回 法律相談センター	相談は三次・庄原を巡回して行います。 詳しい場所は予約電話の際にご案内します。	0120-969-214	9:30～16:00

※ 相談を受けるには，あらかじめ電話予約が必要です。

■ **広島弁護士会**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館

電話 082-228-0230 FAX 082-228-0418

ホームページ <https://www.hiroben.or.jp/>

(12) 広島司法書士会

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成及び成年後見・未成年後見関係業務を手がけています。

総合相談センター

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。

請求内容が140万円以下のものであれば、被害者の代理人として加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 相談センターでの相談については無料

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	受 付 時 間
総合相談センター	広島市中区上八丁堀 6-69 広島司法書士会館 1階	082-511-7196	月～金 12:00～15:00
福山総合 相談センター	福山市若松町 7-7 尾崎ビル 1階	084-926-4654	月・水・金 13:00～15:00 火・木 17:00～19:00 土 10:00～12:00
北部総合 相談センター	三次市十日市西 6-10-45 みよしまちづくりセンター内	0824-63-2217 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00
江田島総合 相談センター	江田島市能美町鹿川2011-2 江田島市農村環境改善センター 内	082-224-1313 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00

※ いずれも、祝日及び年末年始、お盆は休み

■ 広島司法書士会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69

電話 082-221-5345 FAX 082-223-4382

ホームページ <https://www.shiho-hiro.jp>